

第19回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年8月27日（木）

11：00～

場所：県庁7階 審議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン」の見直しについて

(2) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン」(改訂版)に基づく警戒
度の判断について

(3) ガイドラインに基づく要請(案)について

(4) 各部局からの報告事項について

(5) その他

4 閉 会

社会経済活動再開に向けたガイドライン策定時からの状況変化

緊急事態宣言

○特措法に基づき、都道府県が足並みをそろえ、外出自粛や休業要請を**一律**実施

面による要請

社会経済活動再開に向けたガイドラインの策定
段階的な緩和

感染再拡大

○外出自粛や休業要請を**特定業種や店舗に絞って**実施

点（ピンポイント）による 限定的な要請

・経済活動と感染防止のバランス

状況の変化

- ◎新しい生活様式の実践
- ◎ウイルスへの知見の蓄積
- ◎第2波、第3波への対応
 - 医療提供体制
 - ・感染者用病床、宿泊療養施設の確保
 - ・PCR検査体制強化
 - 県独自対策
 - ・発熱状況等報告システムの稼働
 - ・県内業界団体との「覚書」の締結
→ストップコロナ！対策認定制度
 - 接触確認アプリ「COCOA」、LINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」の推奨
- ◎政府分科会からの提言
 - ・感染状況を区分する新たな「指標」
 - ・各ステージにおける対策

社会経済活動再開に向けたガイドラインの**見直し**

ガイドラインに係る基本的な考え方

- 国の対処方針においては、「新しい生活様式」の定着や業界ごとの感染防止ガイドラインの実践、医療提供体制の強化や検査体制の強化が図られることにより、感染拡大防止と社会経済活動の両立が持続的に可能としている。
- 県としては、第2波、第3波に備えた独自の対策も実施し、感染拡大防止と社会経済活動の再開をバランスをとりながらニューノーマルな社会の実現を目指していく。
- 県民や事業者への外出自粛や休業要請などの行動や活動の制限は、極力、回避することを基本として、「新しい生活様式」の定着なども図られていることから、要請する場合であっても一律ではなく限定的な制限とする。
- 高齢者や基礎疾患のある方、児童・生徒については、感染した場合の影響も考慮し、早い段階から警戒の呼びかけや対応を行うほか、クラスターの多発など急速な感染拡大が懸念される場合には、迅速に警戒度の引き上げや要請の強化を行う。
- 県民・事業者・行政が連携して新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組むことが重要であり、制限の緩和・強化にあたっては、社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づき実施する。
 - ・ガイドラインのポイント
 - 県内の感染状況を4段階に分け「警戒度」として設定。

感染状況、医療提供体制を判断する「客観的な数値」と数値によらない「総合的な状況」の2つの要素から現状を評価する「判断基準」を設定し、警戒度を移行する。
判断基準は、国の分科会の提案と県の病床確保計画とのバランスを取り、県の実態に合った基準とする。

警戒度に応じた県民、事業者にお願いする「行動基準」を設定。

判断基準によって現状を2週間の単位で評価し警戒度を決定し、その警戒度に応じた行動基準の要請をする。
※感染状況の悪化等の理由で警戒度を上げる場合には、2週間を待たずに迅速に判断する。

各警戒度における感染状況と対応方針

警戒度	感染の状況	具体的な状況例	感染防止対応方針
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で爆発的な感染拡大あるいは、拡大の恐れがある ・ 医療提供体制へ深刻な負荷 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院や高齢者施設間において大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生 ・ 高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生 ・ 公衆衛生体制及び医療提供体制へ深刻な負荷 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染リスクに特別警戒が必要 ○ 広範な活動制限 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外出自粛や施設等に対する使用停止（休業）等の要請、営業時間の短縮要請 ・ 緊急事態宣言（特措法に基づく）による緊急事態措置の実施を検討
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染者の急増あるいは、急増の恐れがある ・ 医療提供体制に大きな負荷 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラスターが県内各地域で多発する ・ 病院や高齢者施設においてもクラスターが発生 ・ 高齢者や高リスク者が感染し、医療提供体制への負荷が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染リスクに警戒が必要 ○ 部分的な活動制限 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部外出自粛を要請 ・ 感染防止対策がとられていない施設等に対する使用停止（休業）等の要請
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染者の漸増 ・ 都内や近県で感染拡大 ・ 医療提供体制への負荷の蓄積 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の各地域で点的に感染者が発生 ・ 3密となるリスクの高い場所でクラスターが度々発生 ・ 保健所などの公衆衛生体制及び医療提供体制への負荷が蓄積しつつある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染リスクに、十分な注意が必要 ・ 慎重な行動を要請 ・ 特に高齢者等には十分な注意を要請 ・ 感染防止ガイドライン遵守の徹底を要請
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内感染者の散発的な発生 ・ 医療提供体制に特段の支障なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者が発生するが、重症者は少ない ・ 保健所などの公衆衛生体制及び医療提供体制への負荷は小さい 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染リスクに留意が必要 ・ 新しい生活様式の実践・定着を推進 ・ 接触確認アプリ「COCOA」、LINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」の利用を推奨

※感染防止対応方針の共通事項

・ 過度に活動自粛や要請を求めるのではなく、新しい生活様式の徹底を進めながら、県としての感染防止対策や医療提供体制を強化することにより対応

警戒度移行の判断基準（客観的な数値）の見直し案

【考え方】 現行の判断基準を活かしつつ、国の分科会の提案と県の病床確保計画とのバランスを取り、群馬県の実態に合った基準とする。

項目	県の基準（現行）	国の分科会が提案した基準	県の基準 見直し案	考え方
1 感 染 状 況	(1)新規感染者数 (1週間移動平均)	警戒度↓ 平均5人/日以下 かつ減少傾向 警戒度↑ 平均7人/日以上	ステージⅢ 10万人あたり15人以上/週 = 42人/日、295人/週 ステージⅣ 10万人あたり25人以上/週 = 70人/日、492人/週	警戒度移行の目安 平均20人/日 ・医療提供体制を逼迫させないよう、まず、病床の稼働率の基準を設定する。 ・新規感染者のうち6割が入院、平均在院期間が約11日とすると、20人/日×0.6×11日=132人が入院し、警戒度3の基準120床を超える。 ・これ以上新規感染者が増えると、病床のストックが不足するため、平均20人を目安とする。
	(2)経路不明の感染者数 (1週間移動平均)	警戒度↓ 経路不明が1/3以下 または1人未満/日 警戒度↑ 経路不明が46%以上	ステージⅢ、Ⅳ 50%	警戒度移行の目安 平均50% 国分科会の基準
	(3)PCR検査の陽性率 (抗原検査含む) (1週間移動平均)	警戒度↓ 平均5%以下 警戒度↑ 平均7%以上	ステージⅢ、Ⅳ 10%	警戒度移行の目安 平均7% 県の基準
	直近1週間と先週1週間の比較	-	ステージⅢ、Ⅳ 直近一週間が先週一週間より感染者数が多い	-
2 医 療 提 供 体 制	(1)重症・重篤例への診療体制	警戒度↓ ①ECMO使用 9台中4台以下 ②人工呼吸器使用 23台中10台以下	ステージⅢ 最大確保病床(50)の1/5以上 = 10床 ステージⅣ 最大確保病床(50)の1/2以上 = 25床	警戒度移行の目安 ①人工呼吸器使用 1/2 ②うちECMO使用 1/3 県の基準の表記を修正
	(2)病床の稼働率	感染者用病床の稼働 警戒度↓ 302床の50%(151床)以下 警戒度↑ 70%(211床)以上	ステージⅢ 確保病床(302)の1/4以上 = 75床 ステージⅣ 最大確保病床(330)の1/2以上 = 165床	確保病床に対し 警戒度1 15%未満(45床以下) 警戒度2 15%以上(46床以上) 警戒度3 40%以上(120床以上) 警戒度4 70%以上(211床以上) 国の分科会は大都市圏も対象としているため、群馬県に当てはめると基準値が過大となることから、県の病床確保計画のフェーズに合わせて基準を設定。
	全療養者数 (自宅療養も含める)	-	ステージⅢ 10万人あたり15人以上 = 295人 ステージⅣ 10万人あたり25人以上 = 490人	-

警戒度移行の判断基準（総合的な状況）の見直しについて

健康福祉部 R2.8.25

	項目	現行の内容	見直し内容
1 感染状況	介護施設等の状況	介護施設等の発熱状況がモニターされていること。	継続
	近隣都県の感染状況	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。（東京都の実効再生産数が1未満程度であること）	継続
	群馬県の感染状況	群馬県の実効再生産数が1未満程度であること	継続
	入院状況	5月9日現在の平均入院期間 21.7日に比べて著しく長くなっていないこと。	退院基準が短くなったため、直近の状況を月単位でモニターする。
	[新規] クラスターの発生状況	—	クラスターに対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。
2 医療提供体制	検査件数	1日100件以上の検査が、常時可能となる体制が整備されている、もしくは見込みがあること。	感染状況に応じて、必要な検査を実施できる体制が整備されていること。
	院内感染制御	病院が、相当数のPPEの備蓄があること（60日分程度）	院内感染に対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。
	一般医療への影響	治療の先伸ばしによる悪影響をモニターし、問題がないこと。	継続
	疑似症患者への医療等	疑似症患者の入院状況	継続
	軽症者等の宿泊療養施設の確保等	感染者数に対して、十分な室数が確保できていること。	継続

<行動基準 修正予定箇所(下線部)>(修正前)

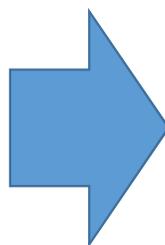
警戒度		個人			事業者		【参考】 学校
区分	状態	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	<u>県内、都内ともに感染リスクが大きい</u>	×	×	×	<u>・遊技・遊興施設、文教施設等の休業要請</u> <u>・飲食店の時短営業</u> ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (7割目標)	×
		自粛(生活に必須なものを除く)					・登校なし ・部活自粛
3	<u>県内では感染リスクが抑制されているが、都内では依然として感染リスクが高い</u>	△	×	△	<u>一部解除</u> ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (5割目標)	×
		・3密となるハイリスク場所は不可 ・高齢者等のハイリスク者は不可		10人以下のものは可			・登校なし ・部活自粛
2	<u>県内、都内ともに感染リスクが抑制されている</u>	△	○	△	<u>全面解除</u> ・高齢者施設、病院等での面会は禁止	テレワークの推奨 (3割目標)	△
		・3密となるハイリスク場所は不可 ・高齢者等のハイリスク者は不可		50人以下のものは可			・分散登校(週2~3日) ・部活自粛
1	<u>県内、都内ともに感染リスクが低い</u>	○	○	○	<u>全面解除</u>	テレワークの推奨	△→○
							分散(週5) →通常登校

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策を徹底

※2 レベル1、2で「○」としている行動であっても、国の基本的対処方針に基づき、別途要請等を行う場合あり

<行動基準 個人 修正(案)>

警戒度	個人		
区分	外出	県外移動	イベント
4	×	×	×
4	自粛(生活に必須なものを除く)		
3	△	×	△
3	<ul style="list-style-type: none"> ・3密となるハイリスク場所は不可 ・高齢者等のハイリスク者は不可 		
2	△	○	△
2	<ul style="list-style-type: none"> ・3密となるハイリスク場所は不可 ・高齢者等のハイリスク者は不可 		
1	○	○	○



警戒度	個人		
区分	外出	県外移動	イベント
4	×	×	×
4	自粛(生活に必須なものを除く)		
3	△	△	△
3	<ul style="list-style-type: none"> ・3密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所へは外出自粛 ・高齢者や基礎疾患者は外出自粛 		
3	感染の拡大している都道府県への不要不急の移動は自粛		
2	△	△	△
2	<ul style="list-style-type: none"> ・3密となるリスクが高い場所への外出は十分注意 ・高齢者や基礎疾患者は外出を十分注意 		
2	感染の拡大している都道府県は注意(特に拡大している場合は自粛)		
1	○	○	△
1	別表による		

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底

※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

<行動基準 イベント 修正(案)>

(別表) イベントの開催制限について

警戒度3～1におけるイベント開催における行動基準は、国の基本的対処方針等を踏まえ、下表のとおり運用することとします。

また、感染拡大の兆候やクラスターの発生、緊急事態宣言が出た場合等、上限人数の変更、延期や中止等の協力要請など対策を強化するものとします。

【警戒度におけるイベントの開催上限人数】

県ガイドライン の警戒度	屋内	屋外
3～1	10人	20人
	50人	100人
	100人	200人
	1,000人	
	5,000人	
	上限なし	

[注1] 屋内は「収容率（定員に対する割合）」の50%以内、屋外は「十分な間隔（できれば2m）」を確保できること。

[注2] 「人数上限」と「収容率」はどちらか小さい方を限度とする。

[注3] 屋内・外ともに、座席等により位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合は、その半分程度以内とする。また、屋内・外ともに、座席等により位置が固定されず、または、収容定員の定めがない場合は、人と人との距離を十分確保する。

<行動基準 事業者 修正(案)>

警戒度	事業者		警戒度	事業者	
区分	休業等	勤務形態	区分	休業等	勤務形態
4	<ul style="list-style-type: none"> ・遊技・遊興施設、文教施設等の休業要請 ・飲食店の時短営業 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止 	テレワークの推奨 (7割目標)	4	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請 ・高齢者施設、病院等での面会の禁止 	テレワーク(7割目標)、時差出勤等を強く推奨
3	<ul style="list-style-type: none"> 一部解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止 	テレワークの推奨 (5割目標)	3	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策がとられていない施設等への休業要請 ・高齢者施設、病院等での面会の禁止 	テレワーク(5割目標)、時差出勤等を推奨
2	<ul style="list-style-type: none"> 全面解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止 	テレワークの推奨 (3割目標)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設、病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨) 	テレワーク(3割目標)、時差出勤等を推奨
1	全面解除	テレワークの推奨	1		テレワーク、時差出勤等を推奨



- ※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底
 ※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

<4段階の警戒度と行動基準> (修正後)

警戒度	個人			事業者		【参考】 学校
	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止 	テレワーク(7割目標)、時差出勤等を強く推奨	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況等に応じて学校単位もしくは地域や全県で休業等(部活自粛)
3	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策がとられていない施設等への休業要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止 	テレワーク(5割目標)、時差出勤等を推奨	<ul style="list-style-type: none"> ・学校単位で分散登校、授業短縮、時差登校等(部活一部制限) <p>ただし感染状況等によっては通常登校</p>
2	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨) 	テレワーク(3割目標)、時差出勤等を推奨	<p>通常登校</p> <p>ただし感染状況等に応じて学校単位で分散登校等</p>
1	○	○	△		テレワーク、時差出勤等を推奨	通常登校

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底

※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

<行動基準一覧表>(修正後)

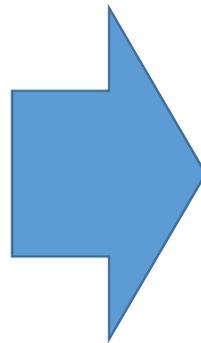
警戒度	個人	事業者	【参考】 学校
4	<ul style="list-style-type: none"> 外出自粛 ※通院、食料買い出しを除く 都道府県をまたいだ移動自粛 イベント開催自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請 テレワーク等を強く推奨(目標7割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 高齢者施設や病院等での面会禁止 イベントの開催自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 感染状況等に応じて、学校単位もしくは、地域や全県で休業等 (部活自粛)
3	<ul style="list-style-type: none"> 3密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所へは外出自粛 高齢者や基礎疾患者は外出自粛 感染の拡大している都道府県への不要不急の移動は自粛 一定条件のイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策がとられていない施設等への休業要請 テレワーク等の推奨(目標5割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 高齢者施設や病院等での面会禁止 一定条件のイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> 学校単位で分散登校、授業短縮、時差登校等 (部活一部制限) <p>ただし感染状況等によっては通常登校</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> 3密となるリスクが高い場所への外出は十分注意 高齢者や基礎疾患のある人は不要不急の外出を十分注意 感染の拡大している都道府県への移動は注意(特に拡大している場合は自粛) 一定条件のイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク等を推奨(目標3割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨) 一定条件のイベント開催 	<p>通常登校</p> <p>ただし感染状況等に応じて、学校単位で分散登校等</p>
1	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や基礎疾患のある人も社会との交流が可能 ※物理的距離の確保、距離の確保が難しい機会は極力減らす 全ての人が、混雑した場所には出来るだけ行かないようにする 一定条件のイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク等を推奨 ※時差出勤、自転車・自動車通勤 高齢者施設や病院等での面会可能(オンライン面会等の推奨) 特段の規制なく、就業が可能 一定条件のイベント開催 	<p>通常登校</p>

※1 全段階で「新しい生活様式」を实践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底

※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

<行動基準【参考】学校 修正(案)>

警戒度 区分	【参考】 学校
4	×
	・ <u>登校なし</u> ・ <u>部活自粛</u>
3	×
	・ <u>登校なし</u> ・ <u>部活自粛</u>
2	△
	・ <u>分散登校</u> (週2~3日) ・ <u>部活自粛</u>
1	△→○
	<u>分散(週5)</u> → <u>通常登校</u>



【参考】 学校
感染状況等に応じて 学校単位もしくは 地域や全県で 休業等 (部活自粛)
学校単位で分散登校、 授業短縮、時差登校等 (部活一部制限) ただし感染状況等によっ ては通常登校
通常登校 ただし感染状況等に応じ て学校単位で 分散登校等
通常登校

感染症危機管理チーム会議を受けての県の対応について

標記の件について、以下のとおり対応をとりまとめました。

1 判断基準について

○委員意見

ECMOを5台使うことは群馬県では相当まずい事態のため、基準をもう少し厳しくしていいと思われる。

(県対応)

現場の意見を重視し、基準を案の1/2(4台)から1/3(3台)とする。

○委員意見

新規感染者が1日平均20人はとても多く感じる。

(県対応)

条件が合えば宿泊療養施設へ直接入居できるようにすることで、20人がそのまま入院することのないようにする。

2 行動基準について

○委員意見

行動基準の記載内容は、一般県民へわかりにくい表現が一部あるため、具体的な例示を行うなりQ&Aを作成した方がよい。

(県対応)

「ガイドラインの行動基準に係るQ&A」を作成し、具体例を示し対応する。

なお、ガイドラインの行動基準に係るQ&Aについては、県民からの問い合わせなどをもとに内容を充実させていくこととしたい。

○委員意見

高齢者施設等への面会について警戒度2の十分注意は表現がわかりにくいいため、具体的な例示をしてほしい。また、施設向けに面会時間を短くするなどの基準を具体的に示したほうがよいのでは。

(県対応)

上記委員への対応と同様に、Q&Aの中で注意点を示し対応する。

現状は、施設ごとに状況に応じて対応していただいております。県が一律の対応を公表すると、現場の混乱が予想される。なお、施設に対しては、面会時間や人数を制限するなどの取り扱い通知を8/14に発出している。

○委員意見

行動基準に「○、△、×」で示されているが、「△」の受け取り方がわかりにくい。

(県対応)

当初のガイドラインでは、より直感的に伝わる表現として取り入れたものであり、表現が定着していることから引き続き採用することとしたい。

社会経済活動再開に向けたガイドラインの行動基準に係る Q & A

8/27時点

Q1	外出時の十分な注意とは具体的に何をすればいいのでしょうか。
A1	<p>厚生労働省から示されている「新しい生活様式」の実践をお願いします。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人との間隔は、できるだけ2 m(最低1 m)空ける。 ②遊びに行くときは屋内より屋外を選ぶ。 ③外出時、屋内にいるときや人と会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用する。 ④まめに手洗い・手指消毒をする。家に帰ったらまず手や顔を洗い、できるだけすぐに着替える。 ⑤買い物などは計画を立てて素早く済ませます。 ⑥食事などの際は、対面ではなく横並びで。 ⑦3つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避ける。 ⑧施設の行う感染防止策へ協力する <p>などが考えられます。</p> <p>※社会経済活動再開に向けたガイドラインの「(別表)適切な感染防止対策例」「新しい生活様式の実践例」等をご参照ください。</p>
Q2	感染拡大の恐れのある業種、3密となるリスクが高い場所とはどのようなものを指しますか。
A2	<p>全国的にクラスターが発生した業種(場所)を指します。そのほかにも、同様の危険性がある場合には、要請を行う場合があります。</p> <p>全国的にクラスターが発生した業種例：ホストクラブ、キャバクラ、カラオケ、酒類の提供を伴う飲食店、劇場、スポーツジム、ライブハウスなど</p>
Q3	店舗や施設の感染防止策が十分取られているかはどのように判断すればよいですか
A3	<p>基本的には店舗・施設等のHPや、店頭等の感染防止策に関する掲示物、「ストップコロナ! 対策認定制度」のステッカー等で確認してください。</p> <p>なお、ホストクラブやキャバクラなど接待を伴う飲食店においては、県から各店舗・施設に対して、店舗のHPや店頭等へ取り組んでいる感染防止対策を明示するよう要請しております。</p>
Q4	「ストップコロナ! 対策認定制度」とはどのような制度ですか。
A4	<p>業界団体等が作成したガイドラインに基づき、感染症対策を適切に行っている店舗を県が認定する制度です。認定を取得した店舗には、認定ステッカー・ポスターを配付し、県ホームページへの掲載も行っています。</p>
Q5	感染拡大都道府県とは、具体的にどのような都道府県ですか。
A5	<p>その時の感染状況により、判断し、お示しします。</p>
Q6	(感染が) 特に拡大している都道府県とはどのような都道府県ですか。
A6	<p>現状では、1週間の感染者数が人口10万人あたりで10人以上の都道府県です。また、関東地方においては、人の往来が多いことから、人口10万人あたり5人以上の都県としています。</p>

社会経済活動再開に向けたガイドラインの行動基準に係る Q & A

8/27時点

Q7	イベントの開催制限(上限人数)はどのように決まるのでしょうか。
A7	県内・近隣都県の感染状況や国の方針等によって決定します。
Q8	高齢者とは何歳以上を指しますか。
A8	一般的には65歳以上の人を指します。 特に70歳代以上の方が重症化するとされています。
Q9	高齢者施設に入居している家族に面会したいのですが。
A9	施設内における感染防止のため、多くの施設で面会の時間や人数などの制限をお願いしております。各施設の指示に従っていただきますようお願いいたします。
Q10	入院している家族に面会したいのですが。
A10	院内における感染防止のため、多くの医療機関で面会の制限が行われています。各医療機関の指示に従っていただきますようお願いいたします。
Q11	学校について、感染状況等に応じて休業等を行うこととされていますが、具体的にどのような状況を指しますか。
A11	現状、各県立学校においては、感染拡大防止対策に取り組んでいますが、当該学校の児童・生徒、教職員に陽性者があった場合には、当該学校の休業等の措置をとることとしています。 また、感染の広がりや地域によって異なることから、その状況に応じて、学校単位で対応を考えていくことを基本とし、地域や全県での対応が必要となることも想定しています。 市町村立学校については、県立学校の対応を参考に、地域の感染状況を踏まえた適切な対応をお願いしています。
Q12	部活動の一部制限とは、どこまで制限されるのでしょうか。
A12	県内一律での制限ということではなく、学校単位での分散登校や授業短縮等の対応に合わせて、部活動についても活動時間の短縮、活動内容の制限、対外試合の自粛等、感染状況を踏まえた対応をしていきます。

「社会経済活動再開に向けたガイドライン」(改訂版) (案)

1 目的及び見直しの背景

5月14日(木)に政府の緊急事態宣言が解除され、県独自の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を策定し、全国一律に面的な要請が行われた外出自粛や休業要請を段階的に緩和してきたところである。

この間、新しい生活様式も実践されるようになり、県では医療提供体制の整備や県独自の感染防止対策などの取り組みを進めてきた。さらには、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会から感染状況を区分するための新たな「指標」や対策等についての提言もなされた。

こうしたことから、外出自粛や休業要請などの活動制限をこれまでの一律的・面的な要請から、対象を絞った点(ピンポイント)による限定的な要請を行うことで、社会経済活動への影響は抑えつつ、感染拡大防止をはかるため従来のガイドラインを見直すこととした。

策定当初に想定したとおり、新型コロナウイルスの根絶は難しく、長期戦となっており、社会経済活動の再開にあわせるように第2波という見方もできる感染再拡大の状況がある中、感染拡大防止と社会経済活動の再開とのバランスをとりながらニューノーマルな社会の実現を目指していくこととする。

2 基本的な考え方

- 県民や事業者への外出自粛や休業要請などの活動制限は、極力、回避することを基本として、要請する場合であっても一律ではなく限定的な制限とする。
- 高齢者や基礎疾患のある方、児童・生徒については、感染した場合の影響も考慮し、早い段階から警戒の呼びかけや対応を行うほか、クラスターの多発など急速な感染拡大が懸念される場合には、迅速に警戒度の引き上げや要請の強化を行う。
- 県民・事業者・行政が連携して新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組むことが重要であり、活動制限の緩和・強化にあたっては、本ガイドラインに基づき実施する。

3 ガイドラインの構成

- 警戒度
県内の感染状況を踏まえ4段階(1~4)で設定します。
- 判断基準
感染状況、医療提供体制を判断する「客観的な数値」と数値によらない「総合的な状況」の2つの要素から現状を評価します。
基準は、国の分科会の提案と県の病床確保計画とのバランスを取り、県の実態に合ったものとなりました。
- 行動基準
県民、事業者の皆様をお願いする行動です。警戒度に応じて想定し得る要請内容を示します。
- 警戒度変更のルール
判断基準によって現状を2週間の単位で評価し、警戒度を決定します。その警戒度に応じた行動基準を要請します。
※感染状況の悪化等の理由で警戒度を上げる場合には2週間を待たずに迅速に判断します。

4 施行日

令和2年5月15日(金)策定

令和2年8月27日(木)改訂

※県内・近隣都県の感染者の状況、国の基本的対処方針等の変更により、内容を修正することがあります。

各警戒度における感染状況と対応方針

警戒度	感染の状況	具体的な状況例	感染防止対応方針
4	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で爆発的な感染拡大あるいは、拡大の恐れがある ・医療提供体制へ深刻な負荷 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院や高齢者施設間において大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生 ・高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生 ・公衆衛生体制及び医療提供体制へ深刻な負荷 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクに特別警戒が必要 ○広範な活動制限 ・外出自粛や施設等に対する使用停止(休業)等の要請、営業時間の短縮要請 ・緊急事態宣言(特措法に基づく)による緊急事態措置の実施を検討
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の感染者の急増あるいは、急増の恐れがある ・医療提供体制に大きな負荷 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスターが県内各地域で多発する ・病院や高齢者施設においてもクラスターが発生 ・高齢者や高リスク者が感染し、医療提供体制への負荷が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクに警戒が必要 ○部分的な活動制限 ・一部外出自粛を要請 ・感染防止対策がとられていない施設等に対する使用停止(休業)等の要請
2	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の感染者の漸増 ・都内や近県で感染拡大 ・医療提供体制への負荷の蓄積 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の各地域で点的に感染者が発生 ・3密となるリスクの高い場所でクラスターが度々発生 ・保健所などの公衆衛生体制及び医療提供体制への負荷が蓄積しつつある 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクに、十分な注意が必要 ・慎重な行動を要請 ・特に高齢者等には十分な注意を要請 ・感染防止ガイドライン遵守の徹底を要請
1	<ul style="list-style-type: none"> ・県内感染者の散発的な発生 ・医療提供体制に特段の支障なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者が発生するが、重症者は少ない ・保健所などの公衆衛生体制及び医療提供体制への負荷は小さい 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクに留意が必要 ・新しい生活様式の実践・定着を推進 ・接触確認アプリ「COCOA」、LINE「新型コロナウイルス対策バーチャルサポート」の利用を推奨

※感染防止対応方針の共通事項

・過度に活動自粛や要請を求めるのではなく、新しい生活様式の徹底を進めながら、県としての感染防止対策や医療提供体制を強化することにより対応

警戒度ごとの状況を理解しやすくするため、想定し得る感染状況と感染防止対応方針を示しています。

＜警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容※	現在値 (○/○)	過去最高値 (7月以前)
1 感染 状況	(1)新規感染者数	平均 20 人/日	人	11.3 人
	(2)経路不明の感染者数	感染経路不明 50 %	%	50.0 %
	(3) 検査の陽性率	平均 7 %	%	18.9 %
2 医療 提供 体制	(1)重症例への診療体制	①人工呼吸器使用 1 / 2	○台中 台	—
		②うちECMO使用 1 / 3	○台中 台	2
	(2)病床の稼働率 (302床中)	警戒度1 15 %未満 警戒度2 15 %以上 警戒度3 40 %以上 警戒度4 70 %以上	%	74.8 %

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせ、基準も変動します。
※(1)～(3)は1週間の移動平均。

警戒度移行の判断基準は、「客観的な数値」と、「総合的な状況」の2つを設定しています。

①客観的な数値は、これまでの状況を分析した結果や、医療提供体制を逼迫させないという観点から、5項目（新規感染者数、経路不明の感染者数の割合、検査の陽性率、重症例への診療体制、病床の稼働率）を設定しました。

この5項目により、県内の感染状況や医療提供体制の状況を判断します。

特に医療提供体制を逼迫させないよう、2(2)病床の稼働率については、県の病床確保計画と合わせて、警戒度ごとに数値を設定しました。

新規感染者数は、すべての新規感染者が病院に入院するのではなく、宿泊療養施設に直接入居していただくケースも想定しています。また、病院の受入れ能力は5月に比べて3倍以上になっています。

＜警戒度移行の判断基準 ②総合的な状況＞

項目		内容
1 感染 状況	介護施設等の状況	介護施設等の発熱状況がモニターされていること。
	近隣都県の感染状況	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。 (東京都の実効再生産数が1未満程度であること)
	群馬県の感染状況	群馬県の実効再生産数が1未満程度であること。
	入院状況	直近の状況を月単位でモニターする。
	クラスターの発生状況	クラスターに対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。
2 医療 提供 体制	検査件数	感染状況に応じて、必要な検査を実施できる体制が整備されていること。
	院内感染制御	病院が、相当数のPPEの備蓄があること。 院内感染に対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。
	一般医療への影響	治療の先伸ばしによる悪影響をモニターし、問題がないこと。
	疑似症患者への医療等	疑似症患者の入院状況
	軽症者等の宿泊療養施設の確保等	感染者数に対して、十分な室数が確保できていること。

警戒度移行の判断基準は、現実の動きは数値だけで計れるものではないため、数値によらない総合的な状況をもう一つの判断要素として取り入れています。

県の感染の特徴として、亡くなられた方のほとんどが施設に入居されていた高齢者ということです。介護施設は、特に注意を払う必要があります。

また、交通の要衝である本県の地勢的な事情に鑑み、東京都や近隣県の状況にも注目しつつ、県内の状況を判断していきます。

さらに、クラスターに対し感染拡大防止のための迅速な実態把握と対策が必要となることから項目を追加しました。

＜4段階の警戒度と行動基準＞

警戒度	個人			事業者		【参考】 学校
	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止 	テレワーク(7割目標)、時差出勤等を強く推奨	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況等に応じて学校単位もしくは地域や全県で休業等(部活自粛)
3	△	感染拡大都道府県への不要不急の移動は自粛	別表による	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策がとられていない施設等への休業要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止 	テレワーク(5割目標)、時差出勤等を推奨	<ul style="list-style-type: none"> ・学校単位で分散登校、授業短縮、時差登校等(部活一部制限) ただし感染状況等によっては通常登校
2	△	感染拡大都道府県は注意(特に拡大している場合は自粛)	別表による	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨) 	テレワーク(3割目標)、時差出勤等を推奨	通常登校 ただし感染状況等に応じて学校単位で分散登校等
1	○	○	別表による		テレワーク、時差出勤等を推奨	通常登校

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底
 ※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

行動基準は、個人・事業者の皆様にご各警戒度において想定し得る要請事項を示しています。

個人の行動基準は、「外出」・「県外移動」・「イベント」、事業者の行動基準は、「休業等」・「勤務形態」を例示しています。

自粛は「×」、条件付で認めるものは「△」、活動を認めるものは「○」で表記しています。警戒度4は、県民の皆様には、不要不急の外出自粛要請を行い、事業者の皆様には、感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請を行います。

警戒度3は、県民の皆様には、3密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所への外出自粛要請を行います。事業者の皆様には、感染防止対策がとられていない施設等への休業要請を行います。

警戒度2は、県民の皆様へ外出自粛要請は行いませんが、3密となるリスクが高い場所への外出は十分注意してください。また、県をまたぐ移動も可能ですが、感染拡大傾向にある都道府県への移動は注意していただくとともに、特に拡大している場合には自粛をお願いします。

警戒度1は、高齢者や基礎疾患のある人も、社会交流が可能となります。

なお、感染状況や国の基本的対処方針等の内容によって、皆様にご別途要請を行う可能性があります。

警戒度すべてにおいて、感染防止対策を徹底し、「新しい生活様式」を実践することが前提となります。特に、事業者の皆様は、感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)の徹底と「ストップコロナ!対策認定制度」への登録をお願いします。

＜行動基準一覧表＞

警戒度	個人	事業者	【参考】 学校
4	<ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛 ※通院、食料買い出しを除く ・都道府県をまたいだ移動自粛 ・イベント開催自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請 ・テレワーク等を強く推奨(目標7割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 ・高齢者施設や病院等での面会禁止 ・イベントの開催自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況等に応じて、学校単位もしくは、地域や全県で休業等 (部活自粛)
3	<ul style="list-style-type: none"> ・3密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所へは外出自粛 ・高齢者や基礎疾患者は外出自粛 ・感染の拡大している都道府県への不要不急の移動は自粛 ・一定条件のイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策がとられていない施設等への休業要請 ・テレワーク等の推奨(目標5割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 ・高齢者施設や病院等での面会禁止 ・一定条件のイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校単位で分散登校、授業短縮、時差登校等 (部活一部制限) <p>ただし感染状況等によっては通常登校</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・3密となるリスクが高い場所への外出は十分注意 ・高齢者や基礎疾患のある人は不要不急の外出を十分注意 ・感染の拡大している都道府県への移動は注意(特に拡大している場合は自粛) ・一定条件のイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク等を推奨(目標3割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 ・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨) ・一定条件のイベント開催 	<p style="text-align: center;">通常登校</p> <p>ただし感染状況等に応じて、学校単位で分散登校等</p>
1	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や基礎疾患のある人も社会との交流が可能 ※物理的距離の確保、距離の確保が難しい機会は極力減らす ・全ての人が、混雑した場所には出来るだけ行かないようにする ・一定条件のイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク等を推奨 ※時差出勤、自転車・自動車通勤 ・高齢者施設や病院等での面会可能(オンライン面会等の推奨) ・特段の規制なく、就業が可能 ・一定条件のイベント開催 	<p style="text-align: center;">通常登校</p>

※1 全段階で「新しい生活様式」を实践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底

※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

(別表) イベントの開催制限について

警戒度3～1におけるイベント開催における行動基準は、国の基本的対処方針等を踏まえ、下表のとおり運用することとします。

また、感染拡大の兆候やクラスターの発生、緊急事態宣言が出た場合等、上限人数の変更、延期や中止等の協力要請など対策を強化するものとします。

【警戒度におけるイベントの開催上限人数】

県ガイドライン の警戒度	屋内	屋外
3～1	10人	20人
	50人	100人
	100人	200人
	1,000人	
	5,000人	
	上限なし	

[注1] 屋内は「収容率（定員に対する割合）」の50%以内、屋外は「十分な間隔（できれば2m）」を確保できること。

[注2] 「人数上限」と「収容率」はどちらか小さい方を限度とする。

[注3] 屋内・外ともに、座席等により位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合は、その半分程度以内とする。また、屋内・外ともに、座席等により位置が固定されず、または、収容定員の定めがない場合は、人と人との距離を十分確保する。

適切な感染防止対策例

発熱者等の施設への入場防止	・ 来訪者、従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がある者や体調不良の者の入場制限(来訪者)、出勤停止(従業員)
	・ 発熱等の症状がある者は、イベントの参加や施設の利用を控える
接触確認アプリの利用	・ 来訪者は、接触確認アプリをインストールをし、事業者は、それを促す
	・ 事業者は、来訪者の連絡先等を把握する(イベント開催の際には徹底すること)
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	・ 店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける
	・ 十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する
	・ 入退出時、休憩場所、待合場所等での3密の環境を避ける
	・ 換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・ 密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	・ 来訪者、従業員のマスク着用(熱中症等対策が必要な場合を除く)、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・ 対面機会の削減(または、ビニールカーテン等の設置)
	・ 大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、音響を最小限に設定等)
	・ 店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用
移動時の感染防止	・ ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・ 従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・ 出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限
	・ イベント参加(開催)にあたっては、移動中や移動先での感染防止のための行動を取る(よう呼びかける) ※イベントスタッフにも同様に呼びかける

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

＜警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容※	現在値 (8/26)	過去最高値 (7月以前)
1 感染状況	(1)新規感染者数	平均 20 人/日	10.1 人	11.3 人
	(2)経路不明の感染者数	感染経路不明 50 %	40.8 %	50.0 %
	(3) 検査の陽性率	平均 7 %	4.1 %	18.9 %
2 医療提供体制	(1)重症例への診療体制	①人工呼吸器使用 1 / 2	23台中 0 台	—
		②うちECMO使用 1 / 3	9台中 0 台	2
	(2)病床の稼働率 (302床中)	警戒度1 15 %未満 警戒度2 15 %以上 警戒度3 40 %以上 警戒度4 70 %以上	30.1 %	74.8 %

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせ、基準も変動します。

※(1)～(3)は**1週間**の移動平均。

警戒度移行の判断基準(②総合的な状況)について

健康福祉部 R2.8.26

	項目	内容	評価	状況
1 感染 状況	介護施設等の状況	介護施設等の発熱状況がモニターされていること。	◎	【介護施設等の発熱モニターの状況】 ・対象 県内 全施設 の入居者・職員（県及び市町村所管）
	近隣都県の感染状況	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。（東京都の実効再生産数が1未満程度であること）	○	【実効再生産数】 ・群馬大学大学院 内田准教授による推定値(8/24時点) 東京都0.98 群馬県1.02 ・参考：東洋経済オンラインによる推定値（8/25時点） 東京都0.88 群馬県1.16 ・参考：東京工業大学ボランティアによる推定値（8/25時点） 東京都0.48 群馬県0.34
	群馬県の感染状況	群馬県の実効再生産数が1未満程度であること		
	入院状況	直近の状況を月単位でモニターする。	◎	【7月退院者の平均在院期間】 11.3日
	クラスターの発生状況	クラスターに対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。	◎	【直近のクラスター発生状況】 7月 太田市ZANZABAR、8月 前橋市クラブプレシオ・CLUB Rey
2 医療 提供 体制	PCR検査件数	感染状況に応じて、必要な検査を実施できる体制が整備されていること。	◎	【1週間を平均とする1日当たりの検体採取能力（8/26現在）】 174件（最大ピーク時432件）
	院内感染制御	病院に相当数のPPEの備蓄があること。院内感染に対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。	◎	【PPEの備蓄】 ・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）において、備蓄状況をモニター中
	一般医療への影響	治療の先伸ばしによる悪影響をモニターし、問題がないこと。	◎	【一般医療への影響（8/25現在）】 ・治療上の 大きな影響は出ていない （感染症指定病院及び協力病院等に対するアンケート調査結果）
	疑似症患者への医療等	疑似症患者の入院状況	◎	【疑似症患者の入院者数（8/26現在）】 3人
	軽症者等の宿泊療養施設の確保等	感染者数に対して、十分な室数が確保できていること。	◎	【宿泊療養者数/室数（8/26現在）】 19人/150室運用・1300室確保 8/5から150室を再稼働

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に 基づく要請について（案）（8月29日（土）以降）

1 要請を開始する日

令和2年 8月29日（土）

2 要請する区域

群馬県内全域

3 ガイドライン警戒度

警戒度「2」

4 ガイドライン警戒度「2」における要請の概要

【社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）「4段階の警戒度と行動基準」より】

警戒度	個人			事業者		【参考】 学校
	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	×	×	×	・感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止	テレワーク(7割目標)、時差出勤等を強く推奨	・感染状況等に応じて学校単位もしくは地域や全県で休業等(部活自粛)
3	△	△	△	・感染防止対策がとられていない施設等への休業要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止	テレワーク(5割目標)、時差出勤等を推奨	・学校単位で分散登校、授業短縮、時差登校等(部活一部制限) ただし感染状況等によっては通常登校
2	△	△	△	・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨)	テレワーク(3割目標)、時差出勤等を推奨	通常登校 ただし感染状況等に応じて学校単位で分散登校等
1	○	○	△		テレワーク、時差出勤等を推奨	通常登校

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底

※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

5 県民の皆様への要請

以下の事項について、ご協力をお願いします。

(1)外出について

- ・3つの密となるような感染リスクの高い店舗や場所の利用は、十分注意してください。
- ・ホストクラブ、キャバクラなど接待を伴う飲食店を利用する際は、ホームページ、SNS や電話での事前確認をするほか、店頭での掲示や「ストップコロナ！対策認定ステッカー」などで、店側の感染防止対策を確かめ、対策が不十分な店舗の利用は控えてください。
- ・高齢者や基礎疾患のある方などハイリスクの方は、十分な注意をお願いします。
- ・外出の際は「(4)新しい生活様式の実践について」に掲げる事項を厳守してください。

(2)県外への移動について

- ・感染者数が人口10万人あたり10人以上の都道府県への不要不急の移動は、自粛をお願いします。
(8/29～：東京都、大阪府及び沖縄県)
- ・関東地方で、感染者数が人口10万人あたり5人以上の都県への不要不急の移動は、自粛をお願いします。
(8/29～：神奈川県)

(3)イベント等の開催、参加について

- ・【イベントの開催制限】
【屋内】 5,000人以下、かつ収容定員の半分以下の人数にすること。
【屋外】 5,000人以下、かつ人と人との間隔を十分確保すること（できるだけ2メートル）。
- ・イベントの開催にあたっては別表に掲げる適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの感染防止策等について県に事前相談してください。

(4)「新しい生活様式」等の実践について

- ・「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策については、引き続き継続した取り組みをお願いします。

ます。

- ・政府専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」を参考に、3つの「密」状態を回避するとともに、日々の生活を見直し、新たな感染防止策を実践してください。

(5) その他

- ・飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えてください。
- ・大人数での会食や飲み会は避けてください。
- ・会食などで飲食店などを利用する場合は、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒といった感染防止策に積極的に取り組んでいる店舗を利用してください。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を積極的に活用してください。

6 事業者の皆様への要請

以下の事項について、ご協力をお願いします。

(1) 感染防止対策の徹底について

- ・すべての事業者において、別表で掲げる感染防止対策例や、業界団体等で作成した感染拡大予防ガイドライン等を踏まえながら、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・県独自の「ストップコロナ！対策認定制度」への申請・登録を積極的に進めてください。
- ・業界団体等においては、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属事業者や関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を促すようお願いいたします。
 - ※1 政府が公表している「業種別ガイドライン」や、本県が示す「各業界・施設毎の感染症対策ガイドライン作成例」を参考としてください。
 - ※2 業界団体からガイドラインが示されていない業種の事業者や、業界団体等が存在しない業種の事業者についても、上記のガイドラインを参考として、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・高齢者施設や病院等での直接面会は、十分に注意をお願いします。また、従事者への適切な感染防止対策の徹底をお願いします。

(2)接待を伴う飲食店における感染防止対策の徹底について

- ・ホストクラブ、キャバクラなど接待を伴う飲食店においては、「社交飲食業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を遵守し、当該店舗における感染防止対策をホームページやSNS、店頭での掲示などにより利用者に明示してください。

※「社交飲食業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」については、全国社交飲食業生活衛生同業組合のHPを参照してください。

- ・「ストップコロナ！対策認定制度」への申請・登録を行ってください。

(3)勤務形態等について

- ・「新しい生活様式の実践例」を参考に、テレワークやローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組を実践してください。

(4)その他

- ・従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな医療機関への受診を促してください。
- ・従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、感染防止ガイドラインなどに基づいて感染防止策を講じているなどの店舗を利用するよう促してください。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を、従業員やお客様に対して積極的に活用するよう促してください。
- ・感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力してください。

【別表：適切な感染防止対策例】

※以下に掲げる対策例以外にも、それぞれの施設の状況や営業の形態等に応じ、適切な感染防止のための対策を実践してください。

(別表) 適切な感染防止対策例	
発熱者等の施設への入場防止	・ 来訪者、従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がある者や体調不良の者の入場制限(来訪者)、出勤停止(従業員)
	・ 発熱等の症状がある者は、イベントの参加や施設の利用を控える
接触確認アプリの利用	・ 来訪者は、接触確認アプリをインストールをし、事業者は、それを促す
	・ 事業者は、来訪者の連絡先等を把握する(イベント開催の際には徹底すること)
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	・ 店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける
	・ 十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する
	・ 入退出時、休憩場所、待合場所等での3密の環境を避ける
	・ 換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・ 密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	・ 来訪者、従業員のマスク着用(熱中症等対策が必要な場合を除く)、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・ 対面機会の削減(または、ビニールカーテン等の設置)
	・ 大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、音響を最小限に設定等)
	・ 店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用
移動時の感染防止	・ ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・ 従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・ 出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限
	・ イベント参加(開催)にあたっては、移動中や移動先での感染防止のための行動を取る(よう呼びかける) ※イベントスタッフにも同様に呼びかける

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

県立学校<全日制 60校>における夏季休業の状況について

令和2年8月27日
教育委員会 高校教育課

No	夏季休業期間	始業日	学校数	学校名
1	8月 1日～8月16日	8/17	2校	館林、中央中等
2	8月 8日～8月16日		1校	伊勢崎
3	8月 1日～8月18日	8/19	2校	前橋女、伊勢崎清明
4	8月 1日～8月20日	8/21	1校	前橋東
5	8月 1日～8月21日	8/24	1校	太田工
6	8月 3日～8月21日		1校	西邑楽
7	7月31日～8月23日		1校	伊勢崎工
8	8月 1日～8月23日		19校	前橋、前橋西、前橋工、前橋商、高崎東、高崎北、高崎女、高崎商、桐生、桐生西、伊勢崎商、太田東、館林女、渋川、渋川工、藤岡中央、藤岡北、大間々、館林商工
9	8月 8日～8月23日		2校	前橋南、桐生南
10	8月 1日～8月24日	8/25	4校	桐生女、伊勢崎興陽、長野原、嬭恋
11	8月 1日～8月25日	8/26	5校	榛名、新田暁、沼田女、松井田、玉村
12	8月 5日～8月25日		1校	渋川青翠
13	7月30日～8月26日	8/27	1校	大泉
14	8月 1日～8月26日		7校	高崎、吉井、太田女、尾瀬、富岡、富岡実、吾妻中央
15	8月 3日～8月26日		1校	太田
16	7月27日～8月27日	8/28	1校	安中総合
17	8月 1日～8月27日		3校	勢多農、利根実、板倉
18	8月 8日～8月27日		1校	渋川女
19	7月23日～8月28日	8/31	1校	万場
20	8月 1日～8月28日		1校	沼田
21	8月 1日～8月29日		1校	下仁田
22	8月 1日～8月30日		3校	高崎工、桐生工、藤岡工

令和2年度県立特別支援学校「休業日設定一覧」

	学校名	夏季休業	日数	二学期開始日
1	盲学校	R2.8.6～R2.8.26	21	H32.8.27
2	聾学校	R2.8.1～R2.8.25	25	H32.8.26
3	しろがね特別支援学校	R2.8.3～R2.8.21	14	H32.8.24
4	前橋高等特別支援学校	R2.8.1～R2.8.23	23	H32.8.24
5	赤城特別支援学校	R2.8.1～R2.8.25	25	H32.8.26
6	高崎特別支援学校	R2.8.3～R2.8.21	19	H32.8.24
7	高崎高等特別支援学校	R2.8.1～R2.8.23	23	H32.8.24
8	二葉特別支援学校	R2.8.7～R2.8.27	21	H32.8.28
9	二葉高等特別支援学校	R2.8.7～R2.8.27	21	H32.8.28
10	桐生特別支援学校	R2.8.1～R2.8.25	25	H32.8.26
11	あさひ特別支援学校	R2.8.5～R2.8.26	22	H32.8.27
12	伊勢崎特別支援学校	R2.8.1～R2.8.24	24	H32.8.25
13	伊勢崎高等特別支援学校	R2.8.1～R2.8.23	23	H32.8.24
14	太田特別支援学校	R2.8.1～R2.8.23	23	H32.8.24
15	太田高等特別支援学校	R2.8.1～R2.8.23	23	H32.8.24
16	沼田特別支援学校	R2.8.1～R2.8.23	23	H32.8.24
17	館林特別支援学校	R2.8.1～R2.8.25	25	H32.8.26
18	館林高等特別支援学校	R2.8.3～R2.8.21	19	H32.8.24
19	渋川特別支援学校	R2.8.1～R2.8.26	26	H32.8.27
20	藤岡特別支援学校	R2.8.3～R2.8.28	26	H32.8.31
21	富岡特別支援学校	R2.8.1～R2.8.23	23	H32.8.24
22	渡良瀬特別支援学校	R2.8.1～R2.8.25	25	H32.8.26
23	吾妻特別支援学校	R2.8.3～R2.8.21	19	H32.8.24

※ 赤城特別支援学校は、分校も同一期間で設定。

市町村立学校の夏季休業の状況について

- 1 7月23日～8月17日【1村】
高山村
- 2 7月30日～8月26日【1村】
南牧村
- 3 8月1日～8月17日【2町村】
孺恋村、草津町
- 4 8月1日～8月18日【3町】
中之条町、長野原町、東吾妻町
- 5 8月1日～8月23日【21市町村】
前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、
藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、下仁田町、
甘楽町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
- 6 8月1日～8月24日【5市町村】
沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
- 7 8月1日～8月25日【1町】
神流町
- 8 8月1日～8月28日【1村】
上野村